

【報告事項2】準防火地域の指定拡大について

1. 目的

平成7年に発生した阪神・淡路大震災では多くの火災が発生し、延焼による甚大な被害が生じました。さらに平成23年に発生した東日本大震災でも火災による被害が生じ、また平成28年糸魚川市では、中華料理店から発生した火災が、強風と火の粉で一気に拡大し、約30,000m²が焼損する大火となりました。

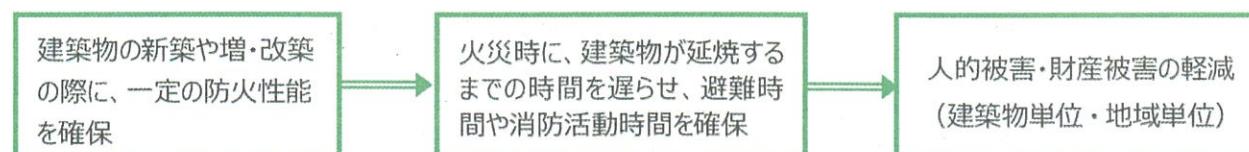
今後30年以内に70%程度の確率で発生するといわれている南海トラフの大規模地震、また強風を伴う台風の発生などが懸念されることから、火災による被害を軽減するための対策が必要な状況があります。

そのため、本市では、災害に強い安全・安心なまちづくりを進める取り組みとして、準防火地域の区域を拡大し、建築物の火災に対する安全性を高め、市街地の防災性能の向上を考えています。

● 準防火地域とは

都市計画法に規定される「市街地における火災の危険を防除するために定める地域」であり、建築物の外壁・軒裏の材料や開口部の仕様等に対して、一定の防火性能が必要となります。

● 準防火地域を指定することで



2. 準防火地域の指定区域拡大の考え方について

● 現在の準防火地域の指定状況

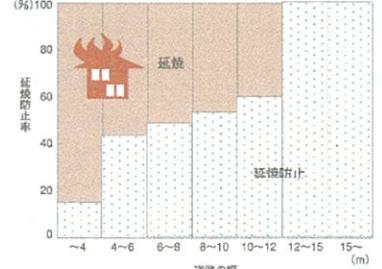
本市では現在、「準防火地域」を各鉄道駅周辺等の近隣商業地域に指定しています。

※岸和田駅・東岸和田駅周辺の商業地域には、準防火地域より高い防災性能が求められる「防火地域」が、指定されています。

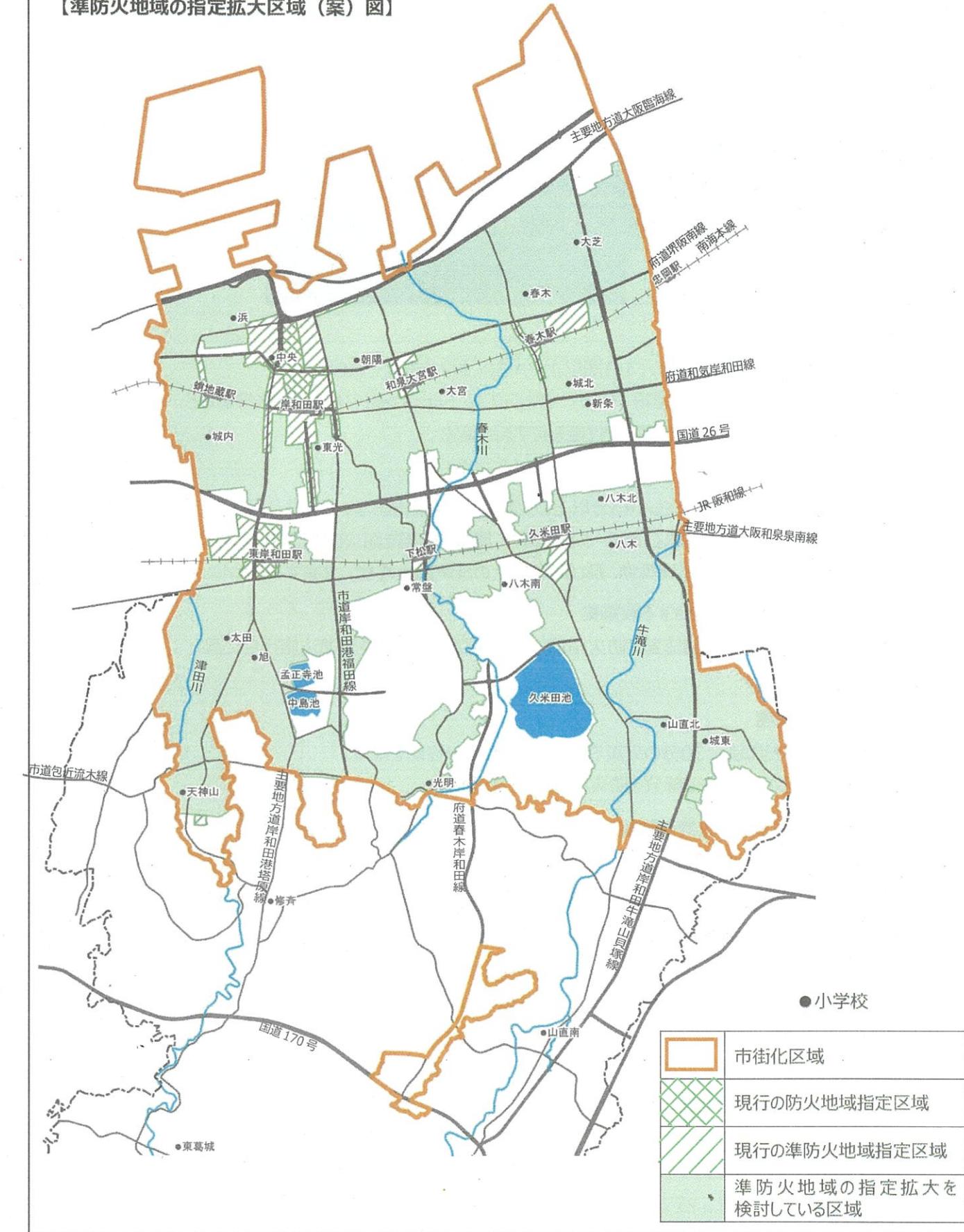
● 準防火地域の指定を拡大する区域（案）

人が居住する住宅地等における安全性を確保するため、以下の区域について準防火地域を拡大することを考えています。

・市街化区域で建ぺい率60%以上の住宅系土地利用の地域に準防火地域を指定拡大

ただし、以下の地区は除きます	理由
都市計画土地区画整理事業の施行区域	延焼防止機能が期待できる広幅員道路や公園などが整備されているため <参考>  出典：「2004年版日本の道路」（国土交通省） 阪神・淡路大震災における神戸市長田区の事例
歴史的町並み保全に取り組む地区（本町地区）	歴史的な建築物を保全しつつ、防災性を高める手法について協議・検討を行う

【準防火地域の指定拡大区域（案）図】



防火又は準防火地域内における増築等に伴う既存不適格建築物への各規定の適用

【内容】

防火地域又は準防火地域内に存する敷地内の既存不適格建築物への法第61条の適用は、増築又は改築する既存不適格建築物についてのみ適用され、同一敷地内で増築又は改築を行わない別棟の既存不適格建築物については、遡及適用されない。

なお、法第86条の7第1項の適用を受ける増築又は改築の範囲を定める令第137条の10及び令第137条の11の規定中、増築及び改築に係る部分の床面積の合計とは、増築又は改築する部分（別棟増築の床面積は除く。）の床面積の合計となる。

【解説】

法第86条の7の規定は、同一敷地内で増築又は改築が行われない別棟の既存不適格建築物に対して、防火又は準防火地域内の各規定が適用されることを前提として規定されたものでない。

同一棟での増築の場合は、防火又は準防火地域内の各規定は性能的に既存部分と分割可能な条件設定ができないことから、政令による一部緩和を除き建築物単位で適用されるが、同一敷地内で増築又は改築を行わない別棟の既存不適格建築物については、遡及適用されないものと考えられる。

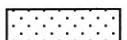
ただし、増築又は改築を行わない別棟の既存不適格建築物であっても、同一敷地内での増築等により新たに延焼のおそれのある部分が発生するときは法第61条及び法第62条の規定を遡及適用することを指導するものとする。

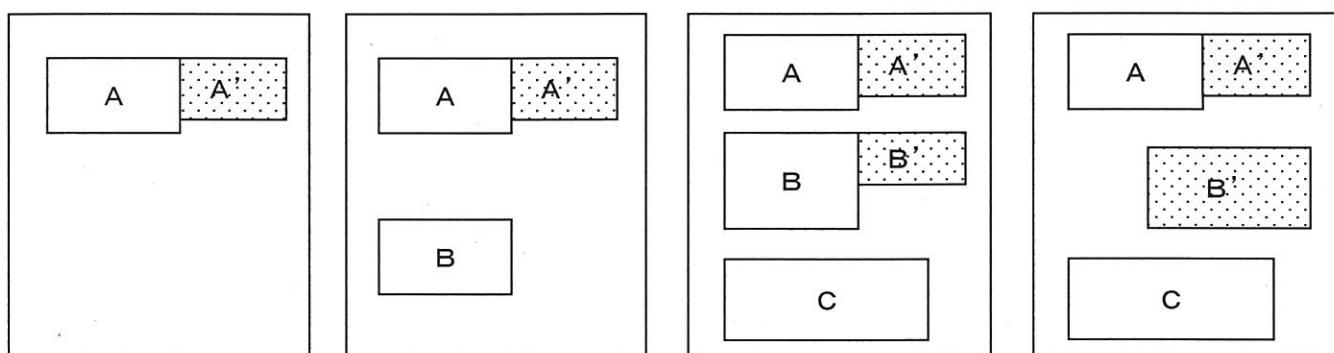
【参考】

昭和27年5月29日住指第52号

昭和35年2月法改正解説書（建設省住宅局建築指導課監修）

平成17年6月1日施行 改正建築基準法・施行令等の解説P93

凡例  既存不適格建築物  増築等を行う建築物又は建築物の部分



【A' ≤ 50 m²の場合】

- 既存不適格建築物Aは、制限緩和適用。

【A' ≤ 50 m²の場合】

- 既存不適格建築物Aは、制限緩和適用。
- 既存不適格建築物Bは、遡及適用しない。

【A' + B' ≤ 50 m²の場合】

- 既存不適格建築物A及びBは、制限緩和適用。
- 既存不適格建築物Cは、遡及適用しない。

【A' ≤ 50 m²の場合】

- 既存不適格建築物Aは、制限緩和適用。
- B'は現行法適用。
- 既存不適格建築物Cは、遡及適用しない。